

協議事項40

通学における安全対策について

通学における安全対策について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年10月20日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

学校における通学路の安全対策（実施状況）

1 通学路の安全対策について

(1) 通学路の安全対策（要望活動）

- ・全市立小学校において、毎年度、幼稚園、中学校と連携し、各小学校区内で把握した通学路等における改善・要望等を集約。（各小学校⇒健全育成校長会の交通安全部門が集約⇒危機管理室）
- ・兵庫県警、建設局、危機管理室等に対して、横断歩道や信号機、ガードレールの設置、歩道の改修などを求める改善要望。令和4年度：要望箇所数 385 件

【令和4年度主な要望事項】

対策実施担当（総数）		対策内容	箇所
学 校	385	【学校の対策】 1. 交通安全リーフレットを活用した交通安全指導 2. 日常的な交通安全の実践 3. 幼稚園・小学校において交通安全教室を実施 4. 保護者・地域住民等による見守り活動	
建設局	165	ガードレールの設置・補修等	17
		歩道・路側帯の新設・補修等	31
		文マークの新設・補修等	43
		グリーン舗装の新設・補修等	20
		その他（歩道橋・カーブミラー等の設置・補修等）	54
警 察	115	信号機の新設・補修等	18
		横断歩道の新設・補修等	59
		その他（規制標識の表示等）	38
危機管理室	99	電柱巻きビニルシートの新設・補修等	99
その他 （兵庫国道事務所、NTT等）	6	国道歩道橋補修・電柱の移設等	6

（参考）令和3年度

◇要望箇所 471 件（実施 242 件 実施率 51.4%）

◇八街市の事故を受けた緊急点検 改善要望 525 件（上記と重複含む）

（525 箇所のうち、建設局所管 121 箇所、県警 99 箇所）

・令和4年8月末での実施率 452 件 86.1% 建設局 66/121 県警 77/99

※令和4年度中に完了を目指している

・合同点検（学校・建設事務所・警察の三者）の実施 45 箇所

(2) 「神戸市通学路交通安全推進会議」の開催

- ・教育委員会事務局、学校、兵庫県警（県警・各警察署）、国土交通省、建設局（本庁・建設事務所）、危機管理室等で構成。（令和4年7月5日に開催）。
- ・各機関の交通安全に係る取組について情報共有。地区別会議を行い、具体的な要望内容や危険箇所の共通理解に努めている。

2. 学校・地域の取組について

見守り・巡回の実施等

- ・登下校時には、必要に応じて教職員等による巡回の実施
- ・小学校では、子供たちの危機回避意識の向上を目的として、校区内「安全マップ」の作成や、地区別児童会（地区ごとの異学年による集まり）での危険箇所の確認
- ・保護者や地域の方々の協力を得て、「子ども見守り活動隊」による登下校時の見守り活動の実施

3. 今後の取組について

- ・今年度も引き続き、通学路交通安全推進会議の場を活用して、各関係機関における対策の進捗状況の確認や、新たな危険箇所への対応などの情報交換を密に行い、児童生徒の通学における安全対策に努める。

通学における安全対策について

静岡県の認定こども園において、通園時に子こどもがバスに置き去りにされ、亡くなるという痛ましい事件が発生した。これを受け、国において、幼稚園や保育所等の通園バスにおける降車時等の子どもの所在確認や安全装置の設置を義務づける緊急対策が取りまとめられた。

【市立特別支援学校のスクールバスについて】

本市の特別支援学校においては、児童生徒が安全に通学できるよう、スクールバスによる通学支援を行っている。現在、市立特別支援学校では39台のスクールバスを運行しており、小学部・中学部の約9割の児童生徒が利用している。

スクールバスには、1名の運転手とバス添乗員2名が乗車しており、さらに、児童生徒の状況に応じて、(情緒不安定、発作が多い等)職員が同乗する場合もある。

バスの契約形態	バス所有	運転手	添乗員	台数
直営	市	市	事業者	4台
運行管理	市	事業者	事業者	12台
借上	事業者	事業者	事業者	23台

*契約形態に関わらず添乗員は民間事業者

【通学時の対応状況】

市立特別支援学校の、通学時における添乗業務の流れは概ね以下の通りである。

- ・添乗員は、出発前にその日の乗車予定の児童生徒や運行時間を確認し、運転手と共有する。
- ・バス停の到着時には乗車予定の生徒の乗車確認を行い、出席予定の生徒が来ない場合は学校に連絡する。
- ・学校到着時には児童生徒を迎えに来る担任等の教職員に車内で引き渡すとともに、保護者からの受けた連絡事項や車内での様子等を伝える。
- ・車内外の安全を確認し、すべての児童生徒の下車を確認したのち、車内清掃を行い、また、登校時の乗車人数や車内の様子等を業務日誌に記載する。

【今後の対応について】

今後、特別支援学校スクールバスにおいても、所在確認と安全装置の設置が義務づけられる予定である。安全装置については、仕様に関するガイドラインや、財政措置等、国の動向を注視しながら導入について対応していく。